

公立大学法人滋賀県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成 19 年 7 月 3 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 114 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 不正行為防止計画（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 監査（第 10 条）
- 第 4 章 通報および調査等（第 11 条－第 35 条）
- 第 5 章 雑則（第 36 条）
- 付則

第 1 章 総則 （目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動において、不正行為を防止するとともに、不正行為が行われ、またはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）教職員等 本学の役員、教職員および学生等をいう。
- （2）教職員 本学の教員、職員、その他本学に雇用されるすべての者および公立大学法人滋賀県立大学学則第 19 条に定める者をいう。
- （3）研究院長等 事務局長、研究院長、学部長およびその他附属施設の長をいう。
- （4）学生等 学部学生、大学院学生、研究生および科目等履修生等本学に在学または在籍して修学または研究に従事する教職員以外の者をいう。
- （5）受理 申立内容に不備がなく、予備調査の実施について判断できるに至った状態をいう。
- （6）研究活動 本学において行う研究活動のすべてをいう。
- （7）研究費等 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を財源とする研究費のほか、本学の責任において管理すべき研究費のすべてをいう。
- （8）配分機関等 研究活動の予算配分または措置をした機関および競争的資金を配分する機関をいう。
- （9）不正行為 教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

エ その他研究活動または研究費等の使用にあたり法令および関係規則に違反する行為
(最高管理責任者)

第3条 理事長は、最高管理責任者として、本学における研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 副理事長および研究を所掌する理事は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な責任と権限を持つものとする。

2 各統括管理責任者の責任の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 副理事長 研究費等の不正使用の防止に関すること。
- (2) 研究を所掌する理事 研究活動の不正行為(研究費等の不正使用を除く。)の防止に関すること。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究院長等は、コンプライアンス推進責任者として、各部局において次の各号を行う。

- (1) 不正行為の防止のための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し受講状況を管理・監督する。
- (3) 教職員等が適切に研究費等の管理・執行を行っているかを把握し、必要に応じて改善を指導する。

(教育・研修の実施)

第6条 研究を所掌する理事は、研究倫理教育責任者として、研究者に対し、研究者倫理の向上を図るため教育・研修等を継続的に行うものとする。

2 理事長および教職員は、学生等に対し、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行うものとする。

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、公立大学法人滋賀県立大学職員倫理規程を遵守し高い倫理性の保持に努めるとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、研究活動上の不正行為の防止に関して、統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 競争的資金の運営・管理に関わる全ての教職員等は、コンプライアンス研修および研究倫理教育を受講し、その内容を理解し遵守する旨、誓約書を提出するものとする。

第2章 不正行為防止計画

(不正行為防止計画の策定)

第8条 理事長は、本学において不正行為を発生させる要因を把握し、適切な対策を講じるため、不正行為防止計画を策定するものとする。

2 理事長は、不正行為防止計画の進捗状況を管理するものとする。

(不正行為防止計画の事務体制)

第9条 理事長は、不正行為防止計画を推進するために必要な事務体制を整備するものとする。

第3章 監査

(監査の実施)

第10条 研究費の適正な管理および不正防止のため、研究費等について、公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程等の定めにより監査を実施する。

第4章 通報および調査等

(不正行為に関する相談室の設置)

第11条 本学において次条の規定による申立てに対応するため、研究を所掌する理事を室長とする不正行為に関する相談室（以下「相談室」という。）を監査室内に設置する。
(不正行為に関する申立ておよび受理)

第12条 本学における研究活動において、第2条第9号に定める不正行為が行われ、またはそのおそれがあると疑われる場合は、何人も理事長に申立てを行うことができるものとする。

2 申立てを行おうとする者は、別記様式の申立書に必要事項を記載し、書面、電話、ファクシミリ、電子メールまたは面談により、前条に規定する相談室あて提出するものとする。

3 申立ては、悪意（不正行為の疑義がある者（以下「被申立者」という。）を陥れるため、または被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てを防止するため、原則として顕名により行われるものとし、研究者の氏名、不正行為の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的な根拠が示されていないなければならない。

4 匿名による申立ておよび申立ての意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められた場合は、顕名による申立てに準じて取り扱うことができる。

5 理事長は、前4項の申立て内容を精査し、受理した旨または受理しなかった旨を申立者に通知するものとする。

(本学以外の研究機関等からの通知および受理)

第13条 本学以外の研究機関等から、教職員に対し不正行為が行われていると疑義がある旨通知があった場合は、前条に基づく申立てがあったものとして、取り扱うものとする。

2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名もしくは名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。）は、これを前条第4項に準じて取り扱うことができる。

(予備調査の実施)

第14条 理事長は、前2条の規定により申立てを受け付け、受理した場合は速やかに予備調査を行うものとする。ただし、事案により予備調査の必要がないと判断した場合はこの限りではない。

2 予備調査は、相談室において行うものとする。ただし、理事長が必要と判断した場合は、当該研究分野にかかる教員の協力を得るものとする。

3 当該申立てが、本学以外の研究機関等に所属する研究者等を含む場合は、当該研究機関

に通知し、共同して調査にあたるものとする。

(本調査の実施)

第15条 理事長は、前条の規定による予備調査の結果に基づき、申立てを受理した日から30日以内に本調査の実施をすべきか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、理事長は、本調査の実施を決定したときは、速やかに公立大学法人滋賀県立大学不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するとともに、申立者および被申立者に対し、その旨通知し、調査への協力を求めるものとする。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 前項の場合において、理事長は、当該事案に係る配分機関等および文部科学省に本調査を行う旨、調査方針、調査対象および方法を報告、協議するものとする。

4 本調査は、本調査の実施の決定後30日以内に開始されるものとする。

5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとする。この場合において、調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等および申立者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会の設置期間)

第16条 調査委員会の設置期間は、本調査の開始決定から本調査終了後、認定に対する不服申立てがないことを確認できるまで、または再調査が終了し、その結果を理事長に報告するまでの間とする。

(調査委員会の組織)

第17条 調査委員会の委員長は、研究を所掌する理事とし、委員は次の各号の者をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 理事長が指名する研究院長

(3) その他理事長が必要と認める者

(4) 本学に属さない外部有識者(弁護士、公認会計士等)

2 すべての調査委員は、申立者および被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。

(所掌事項)

第18条 調査委員会は次に掲げる事項を調査する。

(1) 不正の有無および不正の内容(不正発生要因を含む)

(2) 関与した者およびその関与の程度(関与した者がかかるその他競争的資金等における管理・監査体制の状況等)

(3) 不正使用の相当額

(4) その他必要な事項

(調査委員会の事務)

第19条 調査委員会の事務は、第11条に規定する相談室において行う。

(本調査の対象)

第20条 調査の対象は、申立てされた事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被申立者の他の研究活動も含めることができるものとする。

(調査委員会委員の選出に対する異議申立て)

第21条 理事長は、第15条第2項に基づき設置された調査委員会について、調査委員会委員の所属および氏名を申立者および被申立者に通知するものとする。

2 調査委員会委員の選出に対し異議がある申立者および被申立者は、通知を受けた日から10日以内に理事長に異議申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づき、異議申立てがあった場合において、理事長は申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者および被申立者に通知するものとする。

(調査時の措置)

第22条 理事長は、第14条に規定する予備調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

(1) 事実関係の聴取

(2) 関係資料等の提出

(3) 調査対象の教職員等の研究室等で調査事項に関連する場所の一時閉鎖

(4) 研究費等使用の一時停止

(5) その他必要な措置

2 教職員等は、前項第2号に掲げる関係資料のうち、生データや実験・観察ノートおよび実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについては、論文その他の研究成果の発表後各研究分野の特性に応じた合理的な期間（合理的な期間が判定できない場合は10年間）、これを保存しなければならないものとする。

3 前2項の規定は、調査委員会が本調査を実施する場合において準用する。

(調査への協力)

第23条 申立者、被申立者その他関係者は、予備調査および本調査に誠実に協力しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置をとるものとする。

(被申立者からの意見聴取)

第24条 調査委員会は、不正行為の調査および認定に際し、被申立者の意見聴取を行わなければならない。

2 被申立者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な手法と手続きに則って行われたことおよび論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(再現性の確認)

第25条 申立てがあった不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被申立者に求める場合、または被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等の使用を含む）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指揮・監督の下にこれを行う。

(申立者および被申立者の保護)

第26条 理事長は、調査協力者が、申立者、被申立者、申立内容および調査内容について、調査結果の公表まで、申立者および被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、徹底するものとする。

(調査状況の中間報告)

第27条 理事長は、申立てがあった事案に係る配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(不正行為の認定)

第28条 調査委員会は、第24条に規定する意見聴取において被申立者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行うものとする。なお、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。

2 前項において、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文および当該研究活動における役割を認定するものとする。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えるものとする。

4 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被申立者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。また、被申立者が第22条第2項に示される関係資料の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことが出来なくなった場合等、正当な理由があると認められる場合、第22条第2項に示される関係資料の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被申立者が所属する、または申立てに係る研究活動を行っていた時に所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についてはこの限りではない。

5 第24条第2項の説明責任の程度および本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

(調査結果の通知および報告)

第29条 委員長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を本調査開始後150日以内に理事長、申立者および被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 理事長は、その事案に係る不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況および再発防止計画を含む調査結果を配分機関等および文部科学省に報告するものとする。

3 悪意に基づく申立てとの認定があった場合、理事長は申立者の所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。

(認定に対する不服申立て)

第30条 被申立者は、前条第1項の規定により通知された内容に不服がある場合は、通知を受けた日から10日以内に理事長に対し、不服申立てをすることができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てはできないものとする。

2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者（第28条第3項の規定により被申立者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができるものとする。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、理事長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 不正行為があったと認定された場合に係る被申立者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わるものを含む（以下、本条において同じ。））は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに理事長に報告し、理事長は被申立者に当該決定を通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、調査委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。

5 理事長は、被申立者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科学省に告知するものとする。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。

6 第2項に規定する悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあった場合、理事長は、申立者が所属する機関および被申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科学省に報告するものとする。

（再調査に関する事項）

第31条 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、決定を行った日から30日以内に再調査を開始するものとする。

2 被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。

3 被申立者から前項に規定する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。この場合には直ちに理事長に報告し、理事長は、被申立者に当該決定を通知するものとする。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、調査を開始してから50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告し、理事長は当該結果を被申立者、被申立者が所属する機関および申立者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等および文部科学省に通知するものとする。

5 前条第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、当該結果を申立者、申立者が所属する機関および被申立者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等および文部科

学省に報告するものとする。

(不正行為が認定された場合の措置)

第32条 理事長は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定したときは、次の各号に掲げる調査結果項目を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属および職名
- (2) 不正行為の内容（不正行為の内容、関与した者の関与の程度、不正使用の相当額等）
- (3) 調査結果の公表までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名、所属および職名
- (5) 調査の方法および手順
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

2 認定された不正行為が、本学が研究費等として支給するもの以外の資金による研究において行われたものであるときは、直ちに当該資金の使用を中止し、速やかに配分機関に報告するものとする。

3 不正行為を行った者および不正行為に協力したと認定された者（以下「被認定者」）が本学教職員等の場合は、最高管理責任者は当該被認定者に対し、当該研究活動を制限し不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するとともに、公立大学法人滋賀県立大学が定める就業規則および公立大学法人滋賀県立大学職員の懲戒に関する規程等関係規程に基づき懲戒処分等を行うものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

第33条 理事長は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合および論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(被申立者の名誉回復)

第34条 理事長は、不正行為が認定されなかった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知し、被申立者の名誉を回復するため、および不利益が生じないために必要かつ十分な措置をとるものとする。

(配分機関等による調査)

第35条 理事長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等による調査事案に係る資料の提出、閲覧および現地調査等の要請に協力するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成19年7月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 9 条関係)

付 則

この規程は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。(第 2 条関係)

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 2 条関係)

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条、第 5 条、第 1 7 条関係)

付 則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(第 1 2 条関係)